

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第1区集落 (岸高)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜は小規模。地域は住宅地や公共施設が集中しており、小規模かつ点在していることから共同活動での農地管理が難しい。
農地は集落内は比較的耕作しやすい圃場だが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:11人、団体経営体(法人)1経営体
主な作物:水稻、野菜、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、露地野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。

⑦管理が難しい圃場については、支援事業を活用しできる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第2区集落 (今原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜は小規模。地域は福岡市と佐賀市を結ぶ国道沿いにあり、景観維持の観点から農地管理の意識が高い。
集落内や主要道路沿いの圃場は事業で整備し比較的耕作しやすいが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:32人、団体経営体(法人)1経営体
主な作物:水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、露地野菜・施設野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。

⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第3区集落 (宿)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜は小規模。他に花き生産に取り組まれている。地域は三瀬トンネルを隔てて福岡市と隣接する交通の要所であり、景観維持の観点から農地管理の意識が高い。
農地は集落周辺は耕作しやすい圃場だが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:13人
主な作物:水稻、野菜、花き

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、ハウスでの花き栽培や露地野菜・施設野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。
 ③スマート農業機械を活用した防除等を行う。
 ⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第4区集落 (山中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜は小規模。他に花き生産も行われている。地地はキャンプ場や脚気地蔵などの観光地があり、景観維持の観点から農地維持の意識が高い。
農地は集落周辺は耕作しやすい圃場だが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:18人
主な作物:水稻、野菜、花き

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、ハウスでの花き栽培や露地野菜・施設野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。

⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第5区集落 (土師)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜は小規模だが、有機無農薬栽培に取り組まれている農家もいる。
農地は傾斜のある地形に小規模の圃場が点在しており、南に開けた圃場は比較的管理しやすいが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。

【地域の基礎的データ】

農業者:19人

主な作物:水稻、野菜、そば

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、露地野菜・施設野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。

⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第6区集落 (井手野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜はピーマン生産が盛んで、他品目は小規模。地域内に観光栗園やキャンプ場が整備されており多くの観光客が訪れることから、農地管理の意識が高い。
農地は小規模な圃場ばかりで、標高が高く水温が低く、他地域と比べると収量が少ない。奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:32人、団体経営体(集落営農)1経営体
主な作物:水稻、野菜、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、露地野菜・施設野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。
 ③スマート農業機械を活用した防除等を行う。
 ⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第7区集落 (中鶴)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家も多数。
作物は主に水稻生産で飼料用米や酒米に取り組んでおり、野菜は小規模。集落営農組織を設立し、水稻生産を中心に地域全体で農地管理を行っている。
農地は県道沿いや圃場整備した農地を中心に耕作しやすい圃場だが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:12人、団体経営体(法人)1経営体
主な作物:水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、露地野菜・施設野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。
 ③スマート農業機械を活用した防除等を行う。
 ⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第8区集落 (平松)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜は小規模。他に養鶏や果樹の生産に取り組まれている。地域は観光りんご園やブルーベリー園などがあり多くの観光客が訪れることから、景観維持の観点から農地管理の意識が高い。
農地は集落周辺は比較的耕作しやすい圃場だが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:21人
主な作物:水稻、野菜、果樹、花き、養鶏

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、果樹や露地野菜・施設野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。

⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第9区集落 (唐川の一部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜は小規模。
農地は集落周辺の圃場は比較的管理されているが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:18人
主な作物:水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、露地野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.68 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。

⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第10区集落 (池田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月24日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜は小規模だが、無農薬栽培に取り組まれている。地域は国道・県道が交わる交通の要所であり、景観維持の観点から農地管理の意識が高い。
農地は集落周辺を中心に耕作しやすい圃場だが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。

【地域の基礎的データ】
農業者:11人、団体経営体(法人)1経営体
主な作物:水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、露地野菜・施設野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.7809 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.7809 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、地区内に既存の店舗が隣接地を利用し経営を拡大するため農地を除外。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。

⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第11区集落 (詰瀬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、また耕作者が少数のため、隣接する地域からの入作が主力となっている。作物は主に水稻生産で、野菜は小規模。農地は圃場整備を中心に耕作しやすい圃場だが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。

【地域の基礎的データ】

農業者:11人、団体経営体(法人)1経営体

主な作物:水稻、野菜、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、露地野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。

今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。

⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第12区集落 (中村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜は小規模。また、花きや養鶏も営まれている。
集落内を通る県道沿いの圃場を中心に営農されているが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植
林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:17人
主な作物:水稻、野菜、花き、養鶏

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、花きや養鶏、露地野菜・施設野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続け
られるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都
度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した
環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機
農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図
る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断さ
れた農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。
 ③スマート農業機械を活用した防除等を行う。
 ⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第13区集落 (広瀬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜はピーマンをメインに野菜を生産。また、果樹生産にも取り組まれている。
農地は集落や圃場整備を中心に耕作しやすい圃場だが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植
林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。

【地域の基礎的データ】

農業者:24人

主な作物:水稻、野菜、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、果樹や露地野菜・施設野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられる
うちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都
度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した
環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機
農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図
る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断さ
れた農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。

⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬第14区集落 (松尾)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産で、野菜は小規模。地域は国道と県道が交わる交通の要所であり、また北山湖や直売所などがあり多くの観光客が訪れることから、景観維持のための農地管理の意識が高い。
農地は全体的に平坦化しているが、水利が遠く水管理で苦労されている。奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。

【地域の基礎的データ】
農業者:29人
主な作物:水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、露地野菜・施設野菜も含め、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。

⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬鳥羽院上集落 (唐川の一部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産に取り組まれている。地域は神埼市との市境であり、農家のほとんどが神埼市からの入作であることから農地管理の意識が高い。
農地は県道沿いは比較的耕作しやすい圃場だが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:9人
主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。

⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、できる範囲での管理を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐賀市長

市町村名 (市町村コード)	佐賀市 (412015)	
地域名 (地域内農業集落名)	三瀬鳥羽院下集落 (唐川の一部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農家は高齢化が進んでおり、後継者不在の農家が多数。
作物は主に水稻生産に取り組まれている。地域は工場やレジャー施設と隣接しており、農家のほとんどが神埼市からの入作であることから農地管理の意識が高い。
農地は市道沿いを中心に比較的耕作しやすい圃場だが、奥地の圃場では狭い上にイノシシ被害も多く、また植林した立木が成長し日照条件が良くないなど、休耕したり荒廃化が進んでいる。
【地域の基礎的データ】
農業者:8人
主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻を中心に、現在の担い手(高齢者多数)が農業を続けられるうちは、継続して管理していく。後継者の確保は今後も課題。
イノシシ対策でワイヤーメッシュを設置しており、日常点検を行っているが被害を食い止められないため、その都度修復等作業をしていく。
国が定めた「みどりの食糧システム戦略」に基づき、グリーンな栽培体系、持続可能な営農体系、環境に配慮した環境負荷低減の取組(環境保全型農業を含む)、さらには地産地消や消費者との連携に配慮し、有機農業(有機農業推進拠点又は広域で指導できる環境整備支援を含む)の推進を図る。
再生可能エネルギー、循環型エネルギー又は、バイオマスなどの環境負荷低減に資する営農体系の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.99 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、集落内の話し合いにより今後も農地管理していくと判断された農地を農業上の利用が行われる区域とする。
今回、中山間地域等直接支払(第6期対策)加入のため農地を編入。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積を進め、地域外(三瀬地区内)の担い手の参入も模索する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域での方針は定めない。各個人で検討とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域での方針は定めないが、一部農家が農地耕作条件改善事業による湿田化対策を事業要望されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手で当面管理していくが、将来に向けて後継者の確保を考えなければならない。積極的に呼び込みは行わないが、申出があった際に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での方針は定めないが、個別に共同乾燥施設の利用や機械利用組合への委託をされている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ワイヤーメッシュの補修や再設置などを行う。
 ⑦管理が難しい圃場については、中山間地域等直接支払交付金等活用し、できる範囲での管理を行う。